

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第10号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)            第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(9) 略</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略            (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者</p> <p>ア・イ 略            ウ <u>香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）にあっては、同条例の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員に限る。）</u></p> <p>エ 略            オ <u>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）の適用を受ける会計年度任用職員（同条例第5条第1</u></p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)            第2条 条例第24条の3第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略  <u>(4) 非常勤職員（条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）</u>  <u>(5)～(10) 略</u></p> <p>第3条 条例第24条の3第1項後段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略            (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者 <u>（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）</u> となった者</p> <p>ア・イ 略            ウ 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員</p> <p>エ 略</p>

項又は第14条第1項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員に限る。)

- (3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者  
ア～ウ 略

#### 第4条 略

第5条 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当に係る在職期間）

#### 第6条 略

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。  
(1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間  
(2)～(5) 略

第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合（第3号から第5号までに掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 略  
(2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員に限る。）  
(3)～(5) 略

#### 2 略

（勤勉手当の支給を受ける職員）

- (3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者

ア～ウ 略

#### 第4条 略

第5条 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当に係る在職期間）

第6条 条例第24条の3第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。  
(1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間  
(2)～(5) 略

第7条 6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合（第2号から第4号までに掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 略

(2)～(4) 略

#### 2 略

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第8条 略

- (1) 略
- (2) 第2条第3号及び第4号のいずれかに該当する者
- (3)～(7) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 略

2 略

- (1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (2)～(11) 略

(勤勉手当の成績率)

第14条 略

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の117.5以上100分の195以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の106以上100分の117.5未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の94.5
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の94.5未満

2 略

第8条 条例第24条の6第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、基準日に在職する職員（同条第5項において準用する条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 略
- (2) 第2条第3号から第5号までのいずれかに該当する者
- (3)～(7) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間
- (2)～(11) 略

(勤勉手当の成績率)

第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の112.5以上100分の185以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の101以上100分の112.5未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の89.5
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の89.5未満

2 略

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月26日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第12条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項の規定は、令和元年12月1日から適用する。